

## 随意契約理由書

1 案件名称

男女共同参画センター中央館の防災設備更新

2 契約の相手方

ニッタン株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、男女共同参画センター中央館に設置している防災設備の更新を行うものである。

当該機器については、すべてニッタン株式会社が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたってはニッタン株式会社を通じてのみ入手可能な純正製品並びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、防災設備を取り替えるものであるが、既設本体との調整が不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また男女共同参画センター中央館の業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9157）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 31 年度男女共同参画普及啓発事業

### 2 契約の相手方

一般財団法人男女共同参画のまち創生協会

### 3 随意契約理由

本契約は、生活の身近な場面で男女共同参画の視点を持つことの重要性についての理解を広めることを目的とする事業について、事業者に対し、男女共同参画の理解促進及び普及拡大という成果を上げるために最も適した内容・手法により実施させることを目的とするものであり、競争入札によるよりも契約の目的、内容に照らしそれに相応する技術、経験、資力、信用等を有する者を契約の相手方に選定するという方法をとるのが、契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

そのため、本件契約は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

なお、契約の相手方の選定に当たっては、公募によることとし、事業の内容及び手法、成果測定のための指標と目標値の設定等について、広く事業者からの提案を受け、有識者で構成する選定会議において契約の目的に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定することとしている。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9157）